

# 令和5年度子ども施策に関する意見書

石川県子ども政策審議会

県では、これまで「いしかわ子ども総合条例」及び少子化対策における県の行動計画である「いしかわエンゼルプラン」を拠り所に、プレミアム・パスポート事業やマイ保育園登録事業、一般事業主行動計画の策定対象企業の拡大など、先駆的な施策を講じながら、社会全体で子どもと子育てを支援する気運の醸成や仕組みの構築に取り組んできた。

令和5年4月、こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ること等を基本理念とした「こども基本法」が施行されたところである。

この意見書が、「児童の権利に関する条約」の精神や、「こども基本法」、「いしかわ子ども総合条例」のもと、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けて施策のさらなる充実につながることを期待する。

本年元日に発生した令和6年能登半島地震は、県内観測史上最大の震度7を記録するなど県政史上未曾有の大災害となり、人的被害や住家被害に加え、電気、水道といったライフラインや、道路、学校施設など数多くの施設に極めて甚大な被害が発生した。

被災地である能登の市町は、少子高齢化や過疎化が進む地域であり、こうした事情にも十分考慮し、1日も早い復旧・復興を図りながら、引き続き、結婚や出産の希望がかない、どの地域においても安心して子どもを生き育てることができる社会づくりに向け、国の「こども未来戦略方針」や「こども大綱」などに対応しつつ、ライフステージの進展に応じた施策のさらなる充実につながることを求める。

## 1 結婚支援

結婚は基本的に個人の人生観に関わることであるが、未婚者の約6割が結婚を希望する一方で、未婚化・晩婚化が止まらない状況にあることから、県では市町や企業等とも連携し、あいきゅん（「縁結び ist」、「いしかわ縁結びマッチング」、「婚活イベント」）による出会いの機会の提供や「いしかわ婚活応援企業」による支援、「石川しあわせ婚応援パスポート」制度（愛称：婚パス）などの取組を進めている。

近年は、民間マッチングアプリでの出会いによる結婚が伸びているが、より安心して利用できるサービスが求められていることから、「いしかわ縁結びマッチング」はさらなる充実や、若者への活用促進を図る必要がある。

子どもの数を増やすためには、その入口とも言うべき婚姻数を増やすことが重要であり、石川県で就職・結婚・子育てする将来を具体的にイメージし、将来に自信や希望が持てるよう、若者が結婚に対してポジティブなイメージを抱くことができる情報発信を行うなど、早い段階からの意識醸成などの取組が重要である。

## 2 母子の健康の確保及び増進

令和4年度、県内の周産期医療の関係者からなる「赤ちゃん協議会」において、「産科医不足地域（特に能登北部）の体制強化」や、里帰り者も含めた「地域の実情に応じた妊産婦にやさしい環境整備」に取り組むべきことが報告され、県では昨年7月に「いしかわ妊娠・出産サポートセンター」を立ち上げ、助産師による個別訪問などの相談支援を行っているところである。

引き続き、どの地域においても、安心して子どもを生み、健やかに育てることができるよう、妊産婦への支援や、周産期・小児医療体制の充実を図ることが重要である。

また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を母子保健分野と子育て支援分野の両面から一体的に提供するため、市町の子育て世代包括支援センターや関係機関によるサービス提供体制の充実に向けた取組を、市町や子育て支援団体などの民間とも連携し、地域で孤立することがないように進めていく必要がある。特に産後は、母親が心身の不調をきたしやすいことから、きめ細かな心身のケアや育児サポート等を行い、安心して子育てができるよう、支援体制の整備を図る必要がある。

加えて、妊娠・出産、子育てなど各ライフステージにおいて、自らの希望する生き方ができるよう、広く県民に対し、妊娠前から妊娠・出産・子育てに関する正しい知識の普及を図ることが大切である。父親になる男性に対しても、その心構えや育児・家事の手法、夫婦間の協力体制の構築の重要性、子育てにかかる経済的知識や育児休業の取得方法などの助言を行う取組が必要である。

さらに、不妊治療を受ける方が多くなっていることを踏まえ、引き続き、高額な医療費がかかる不妊治療への経済的支援や不妊治療を受けやすい職場環境づくりも含め、相談から治療まで、切れ目のない支援を実施する必要がある。

### **3 子ども・子育て支援の充実・強化**

次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、健やかに成長することができる環境を整備するとともに、核家族化や地域におけるつながりの希薄化が進む中で子育て家庭における育児不安の解消や育児負担の軽減を図る必要がある。

そのため、乳幼児期から大人になるまでの心身の発達の過程を通じて、子どもの健やかな成長に対する支援や、子育て相談等にワンストップ

プで対応できる妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供体制のさらなる整備・充実を進める必要がある。

未就園児を持つ家庭などの子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えていることから、マイ保育園をはじめとした子育て支援サービスや一時預かり等の充実、子どもや保護者同士の交流促進など、地域全体で子育て家庭を支援する取組が重要である。

また、国は、すべての子育て家庭を対象とした「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設を見据え、試行的に事業を実施しているが、これに先駆けて実施している「石川県在宅育児家庭通園保育モデル事業」は、保護者の育児不安の軽減を図るとともに、普段は他の家庭の子どもと交わる機会の少ない子どもたちが、人間関係や自我の芽生えを促す機会として重要と考えられるため引き続き推進していくことが望まれる。

急速に少子化・人口減少が進む中、今般の能登半島地震により、地域の保育所等による保育提供体制の維持が困難となることが懸念される。また、昨今の幼児教育・保育の現場での子どもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより、子育て世帯が不安を抱えていることから、安心して子どもを預けられる体制の整備を図る必要がある。

市町が行う持続可能な保育提供体制づくりの後押しを行うとともに、保育士等の人材の確保や処遇改善、質の向上が求められている。特に、地震による影響が大きい能登については、積極的に県が関与し保育提供体制を整備していく必要がある。

人材確保の取組については、金沢周辺と人口減少が著しい能登などでは状況が異なるため、地域の実情に応じた対策を検討しながら行っていくとともに、幼児教育・保育の質の向上のため、保育士等はもとより施設長も含め、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもを権利の主体として認識し、子どもの視点で幼児教育・保育を実践できるように研修内容の充実等を図る必要がある。また、幼保小接続を円滑にし、全て

のこどもと保護者が、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、取り組みを一層推進する必要がある。

放課後児童クラブについては、安心して利用できる環境の整備に向け、必要な受け皿を確保できるよう市町が行う施設整備を支援するとともに、運営時間の延長や放課後児童支援員の確保及び質の向上への取組を一層進める必要がある。

また、子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、幼児教育・保育の無償化のほか、多子世帯に対する放課後児童クラブ利用料等の無料化、プレミアム・パスポート事業などの取組を引き続き実施することが望まれる。

さらに、働きながら子育てをする家庭が子どもの急な病気やけがなどの際に安心して子どもを預けることができるよう、引き続き、病児・病後児保育の受入体制づくりを進め、就労と子育てが両立できる環境づくりを推進していくべきである。

加えて、男性育児休業取得者の増加やテレワークの普及などの社会環境の変化を踏まえ、妊娠・出産期も含め、男性が育児・家事に主体的に参画していけるような取組を進めることが大切である。このため、経営者と社員を含め企業全体における理解促進を図るほか、育児スキルの妊娠期からの習得や、男性同士の交流による不安軽減など、産後すぐに男性が育児に関われるような意識啓発、男性の子育て不安の解消につながる支援施策をより一層推進していくべきである。

障害のある子どもや医療的ケアが必要な子どもとその保護者に対しては、保健、医療、福祉、教育等の関係者が連携して、保育所等での受け入れを可能とする体制を整備するとともに、すべての子どもが一緒に保育・教育を受けることができるようにひとりひとりの様態や成長に合わせた支援を充実していくことが求められる。

また、発達障害やその疑いがある子どもについては、できるだけ早期

に発見し、障害の特性に応じた支援を行うことができるよう関係者の研修などの取組を強化することが重要である。

#### **4 子どもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備**

子どもの生きる力を育むため、幼児期からの教育及び保育により、子どもの自信や自己肯定感を育み、将来にわたる人格形成の基礎を培うとともに、青少年に対しても、将来の自立した生活に必要な幅広い知識や教養、豊かな人間性を身に付け、体力の向上を図り、健康な心身を形成することができるよう、保育・教育等の関係者と連携し、教育環境の整備に努めるべきである。

また、家庭や地域の教育力の低下が指摘され、悩みや不安を抱える家庭の孤立化が懸念されていることから、学校におけるスクールカウンセラーの配置の拡充など、児童生徒や保護者へのカウンセリングや相談の場の提供及び親の学びの機会を充実させるとともに、子どもの健全育成にも資する地域の子ども会活動の支援や、児童館、青少年団体関係者などの指導者の研修・交流機会を確保し、社会全体で家庭や地域の教育力の向上を推進していくことが重要である。

さらに、子どもたちが、生涯にわたり健全な心身と豊かな人間性を育んでいくことができるよう、食育に対する県民の理解を深め、それぞれのライフステージに応じた健全な食生活の実践につなげていくことが重要である。

加えて、次代の親となる青少年が、子どもを生き育てることの意義等について理解を深めることが重要であり、乳幼児との触れ合いや、育児体験の機会の充実を図る必要がある。

#### **5 虐待・貧困等に対する社会的支援**

児童相談所における児童虐待の相談対応件数は増加傾向にあり、そ

の未然防止や早期発見・早期対応が何より重要である。この背景には児童虐待に関する社会の関心の高まりがあると考えられるが、引き続き児童虐待に関する啓発を徹底するとともに、児童相談所の体制強化、市町や保育所、学校等の関係機関との対応力向上に向けた取組が必要である。さらに、出産前からの支援が必要な妊婦や要支援児童等に対し、各市町がワンストップで相談対応を行う「こども家庭センター」と連携を図るほか、地域において児童相談所の機能を補完する児童家庭支援センターによる支援を充実するなど、地域における相談支援体制を強化していく必要がある。

被虐待児など社会的養護を必要とする児童については、できる限り家庭的な環境で生活できるよう、里親やファミリーホームへの委託を拡大し、児童養護施設や乳児院においても、ケア単位の小規模化や地域分散化を図るとともに、養育に携わる者の質の向上に努める必要がある。

また、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることがないように、ひとり親家庭等への経済的支援や保護者の就労支援、子どもの居場所づくり、ソーシャルワークの充実などにより、全ての子どもたちが健やかに育成される環境の整備を進めるとともに、就学前の教育・保育をはじめ低所得世帯の子どもに対する学習支援など、子どもの教育の機会の均等を図ることが重要である。さらに、虐待や貧困に関しては、どこの家庭でも起こりうる課題であり、全ての県民を対象に、その理解の促進とそれぞれの子ども、家庭への支援が必要であることを周知していく取組みも必要である。

ヤングケアラーについては、保護者カウンセラーの配置やLINEを活用したピアサポートに取り組んでいるが、家庭内の問題とされ潜在化しがちなことから、引き続き、更なる認知度向上への取り組みや、学校の教員や福祉関係者向けの研修等の実施、本人が気軽に相談でき



る環境の整備などにより、そうした子どもの早期発見・早期支援を図るとともに、本人の想いを聞き、しっかりと寄り添いながら、保護者を含めた家族全体を支援する体制整備を図る必要がある。

## 6 ワークライフバランスの推進

ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の実現は、働いている全ての人にとって重要な課題である。

特に、子育て期においては、親子がともに過ごす時間は、家族の絆を深めるとともに、子どもの成長にも大切な時間であり、長時間労働や仕事優先の働き方の見直しが求められる。

県では、企業におけるワークライフバランスの取組の拠り所である一般事業主行動計画について、策定の対象である従業員数が21人以上の企業に対して、策定に当たっての支援を行っているが、策定した企業に対し、計画の着実な実行や内容の充実など質の向上に向けた支援を引き続き行っていくことが重要である。

また、女性だけでなく男性の育児・家事の積極的な関わりの視点や、人材の確保・定着の観点からも仕事と生活が両立しやすい職場環境づくりが実践されるためには、経営者の意識改革に加え職場全体による取組が不可欠である。このため、過重労働による健康被害につながることを懸念される長時間労働の是正やテレワークを含めた多様で柔軟な勤務形態の導入など、企業等が規模の大小にかかわらず業種や従業員数などの実情を踏まえながら主体的に取り組んでいくよう、支援を強化していくことが求められる。

さらに、改正育児・介護休業法を踏まえ、企業における男性育児休業取得の促進を一層後押しするための環境整備に加え、男性に向けた意識啓発などを行うことで、不安なく育児休業を取得できるような支援の強化も求められる。